

平成 24 年 5 月 24 日

連結・特別目的会社専門委員会の検討状況について

1. 検討経緯

- 連結・特別目的会社専門委員会では、連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を特別目的会社（以下「SPE」という。）の連結に限定するか¹、すべての会社を対象とするかを検討するため、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号「連結財務諸表」等²との差異を把握し、IFRS 第 10 号の考え方を仮に採用した場合の影響度合いなどの分析を行うこととしている³。
- これまで当専門委員会では、次の項目を中心に提起し、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号等の取扱いとの比較検討を行ってきた。
 - ① 議決権の過半数に満たない場合の取扱い
 - ② 潜在的議決権
 - ③ 議決権が支配の決定的要因とならない場合の取扱い（いわゆる SPE の扱い）
 - ④ 代理人の取扱い
 - ⑤ 共同支配の取決め（IFRS 第 11 号）
 - ⑥ 開示（IFRS 第 12 号）※ 第 229 回～第 232 回、第 243 回の委員会でも審議している（③を除く。別紙 2 参照）。
- 本資料では、上記のうち、③の SPE の論点を取り上げ、支配力基準の SPE への適用に関する比較検討を行っている。

¹ 「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（平成 21 年 2 月公表。以下「論点整理」という。）第 22 項から第 24 項参照。論点整理では、支配の定義や特別目的会社の取扱い等の論点を取り上げている。

² IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、改訂 IAS 第 27 号「個別財務諸表」、改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（2011 年 5 月公表）

³ 第 226 回（平成 23 年 6 月 16 日）の委員会において審議。

２．SPE への支配力基準の適用

（本論点に関わる背景 ― 支配力基準）

- 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）では、連結の範囲は、他の企業の意味決定機関を「支配」しているかどうかに基づくとされている（第 6 項）。
 - 具体的には、以下のとおり子会社の範囲が定められている（第 7 項）。
 - (1) 議決権の過半数の所有の場合
 - (2) 議決権の 40%以上 50%以下の所有、かつ、次のいずれかの場合
 - ① 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて過半数の所有となること
 - ② 「役員」・「使用人」・「役員又は使用人であったもので財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることができるもの」が、当該企業の取締役会その他これに準ずる機関の過半数を占めていること
 - ③ 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合
 - ④ 資金調達額の総額の過半について融資（債務保証、担保提供を含む。）を行っていること
 - ⑤ その他他の企業の意味決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
 - (3) 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、2 の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合
- また、一定の要件⁴を満たした特別目的会社（SPE）については、子会社に該当しないと推定する取扱いが設けられている（第 7-2 項）。
- この支配力基準の取扱いについて、2011 年 3 月の連結会計基準等の改正（SPE の取扱いに関する短期的対応）の検討過程では、SPE への具体的な適用が必ずしも明確でないといった意見が寄せられた。

しかし、当該改正では取り扱われず、その検討は、連結基準のコンバージェンスの観点から、引き続き検討していくこととされた（第 49-6 項）。

⁴ 以下の要件を満たす SPE が該当する。

- ✓ 「資産の流動化に関する法律」上の特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体であること
- ✓ 当該 SPE に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること
- ✓ 当該 SPE は、譲り受けた資産から生ずる収益を当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該 SPE の事業他その目的に従って適切に遂行されていること

（IFRS 第 10 号の取扱い）

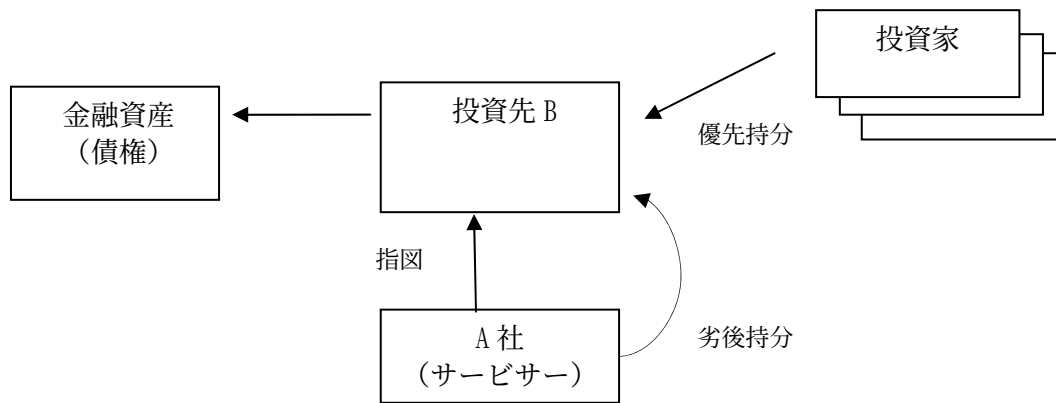
- IFRS 第 10 号では、すべての企業に対して適用される単一の「支配」概念を定めている。事業を営む通常の企業と SPE との線引きは、支配の判定の不整合を招くとの懸念などから、SPE の概念（定義）は設けられていない⁵。
- IFRS 第 10 号の「支配」は、次のような 3 つの要素から構成される。
 - ✓ 投資先に対するパワー
 - ✓ 投資先の変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
 - ✓ 自らのリターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる能力
- 支配の判定に際しては、上記の 3 つの要素の具体的な検討が必要となる（詳細は、別紙 1 参照。）。また、SPE の定義はないものの、議決権が支配の決定的要因とならない企業の場合には、次の項目が挙げられ、検討すべき事項が明確化されている（B17 項）。

目的と設計 (design) の 理解	✓ 投資先の目的と設計を検討し、関連性のある活動、当該活動の意思決定構造、指図者、リターンの享受者等を把握する。 ✓ 投資先のリスク、移転されるリスクなどの把握も必要となる。
関連性のある 活動の識別	✓ 投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）を識別する。例えば、以下のような活動が該当し得る。 ・ 金融資産の管理（デフォルトにおける管理も含む） ・ 資産の選択・購入・処分 ・ 財務構造の決定、調達源の確保 ✓ 何が「重要な」影響に該当するか判断が必要となる。
パワーの判定 (B51 項から B54 項の要求 事項)	✓ 関連性のある活動を指図する現在の能力を与える権利の有無を評価する必要がある。 ✓ 関連性のある活動が複数あり、複数の当事者が各活動を指図できる権利をもつ場合には、リターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図できる投資者がパワーを有する。
リターンの判 定	✓ 投資先の業績の結果として変動する可能性のあるリターン（変動リターン）に晒されているかを判断する必要がある。 ✓ <u>リターンの変動性へのエクスポージャーの多寡は、支配の決定的な要因にはならない。に大きく晒されていることはパワーの指標となる。</u>

⁵ ただし、支配の具体的な適用に際して、議決権が支配の決定的要因とならないような企業の場合に検討すべき事項を明確化しているほか、IFRS 第 12 号の開示規定では、「組成された企業（structured entity）」という SPE と類似の概念が開示目的で用いられている。

（具体例：SPE の連結判定⁶）

- 金融資産（債権）の取得・回収のみを行う投資先 B を、A 社が組成して、当該金融資産を裏付けとする優先証券を投資家に発行し、劣後を A 社が引き受けるケース。



- 投資先 B は、議決権によってリターンに重要な影響が及ばないように設計されている。
- 組成後は、金融資産のデフォルトの場合を除き、ほとんど実質的な活動はない。
- A 社は、サービサーとして、デフォルト時の債権管理の責任を有する。

IFRS 第 10 号の場合⁷

- ① 本ケースでは、投資先 B のリターンに重要な影響を及ぼす唯一の活動は、デフォルト時の債権管理であると判断するとする。
 - ② A 社は、デフォルト時に債権管理を行う能力を有しており、必要な時に、その管理活動の意思決定を行うことができる。（パワーを有する）
 - ③ A 社は、劣後持分の保有により、投資先 B の変動リターンにも晒されている。
 - ④ 代理人の評価の結果、A 社は、自らのリターンに影響を及ぼすよう、当該パワーを用いることができる（すなわち、本人）と判断されたと仮定する。
 - ⑤ 以上より、A 社は、投資先 B を支配している。
- 上記について、我が国の場合には、連結会計基準の支配力基準に基づき、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行うことになる。

⁶ IASB が 2011 年 9 月に公表した「IFRS 第 10 号及び IFRS 第 12 号の影響度分析」を参考に作成している。

⁷ 影響度分析資料では、旧基準（SIC 12）の場合には、次のように判定されたとしている。

- ① 投資先 B は、オートパイロット構造とみなされる可能性が高い（設立時にほぼ事前に活動が決定）。
- ② 支配の評価は、主に、A 社が投資先 B のリスクと便益の過半を保有しているか否かに焦点。
- ③ A 社の劣後債券の保有が、投資先のリスクと便益の過半に相当するなら、A 社が連結することになる。

審議事項（３）

（なお、A 社が金融資産（債権）の譲渡者で、投資先 B が連結会計基準第 7-2 項の要件を満たす特別目的会社である場合には、投資先 B は A 社の子会社には該当しないと推定されることになる。）

- ただし、我が国の支配力基準の適用に際しては、議決権の行使が制限されているような SPE の場合、実質的な支配関係の有無を具体的に判断する指針が明確でなく、実質的に支配している子会社を適切に特定できない場合もあり得るといわれている。
- 一方、IFRS 第 10 号の「支配」概念に基づくアプローチでも、関連性のある活動が複数あり、複数の当事者がそれぞれ指図している場合の取扱いや、代理人の評価に関する総合判断など、実務上の適用が難しい面もある、といった意見も聞かれる。

（ディスカッション・ポイント）

- 支配力基準の SPE への適用に関して、次の点についてご審議いただきたい。

- ✓ **いわゆる SPE への支配力基準の具体的な適用に際し、IFRS 第 10 号の「支配」概念に基づくアプローチの適用可能性について、どのように考えるか。**

別紙1 IFRS 第10号の取扱い（詳細）

- 議決権が支配の決定的要因とならないような企業の支配の判定に際しては、次の項目が特に関係する。
 - 目的と設計の理解
 - 関連性のある活動
 - パワー（B51 項から B54 項の要求事項）
 - リターン

(1) 目的と設計の理解

- IFRS 第10号では、支配の判定に際し、次を把握するため、投資先の目的と設計を考慮する必要がある（B5 項）。
 - 投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）
 - 当該活動に関する意思決定がどのように行われるか
 - 当該活動を指図する現在の能力を誰が有しているか
 - 当該活動からのリターンを誰が受けるか
- 議決権により、投資先にリターンに重要な影響を及ぼすことができない場合（もしくは、議決権が決定的な要因とならないよう設計されている場合）に、上記の検討が不可欠であることが強調されている（B17 項）⁸。

さらに、そのような場合には、次も考慮に含める必要があるとされている（B8 項）⁹。

 - ① 投資先が晒されているリスク
 - ② 関与する当事者に移転されるリスク
 - ③ 投資者がそれらのリスクの一部又は全部に晒されているかどうか
- なお、投資先の目的と設計の考慮は必要であるが、投資先の設計への関与自体では、投資者が支配していると結論付けるのに十分ではないとされている（BC77 項）¹⁰。

⁸ 議決権が決定的な要因とならない場合に、この考慮がより重要であることは、B6 項で、「議決権によって支配されている投資先であれば、意思決定を変更する追加的な取決めがなければ、投資先の営業及び財務の方針を指図するのに十分な議決権を有しているかどうかが焦点となる」とされていることから分かる。

⁹ ここでの「リスク」について、「リスクの考慮には、下方へのリスクだけでなく、上方への可能性も含まれる。」（B8 項）としている。「リターン」の用語と類似したものとして用いられていると考えられる。

¹⁰ このような取扱いは、米国基準の VIE に関する規定と整合している。一方、SIC 第12号では、そのような場合を、支配の指標の一つに含めており、それが支配となり得る可能性を結論の根拠で示唆していた。

(2) 関連性のある活動

- 投資者は、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動（関連性のある活動）を識別する必要がある（10 項）。適用指針では、次を例示している¹¹。

「関連性のある活動」となり得る例 (B11 項)	(a) 財・サービスの販売・購入 (b) 金融資産の管理（デフォルトにおける管理も含む） (c) 資産の選択・購入・処分 (d) 新製品・新プロセスの研究開発 (e) 財務構造の決定、調達源の確保
「関連性のある活動」の意思決定の例 示（B12 項）	(a) 予算編成を含む、営業及び財務の意思決定 (b) 投資先のサービス提供者・主要な役員の指名・報酬決定やその解除・解雇

- 「重要な（significant）影響を及ぼす活動」としている理由（BC57-BC58 項）。
 - ① 投資先の各種の活動について複数の当事者が別々に意思決定権を有している場合の支配の判定に役立つ。
 - ② 投資先のリターンにほとんど又は全く影響を有しない、いくつかの重要でない活動（管理活動など）の中で、最も重要な活動を指図する能力を有していれば、パワーを有するとされることを防ぐ。
- 投資先の異なる関連性のある活動について、複数の当事者が各活動を指図する一方的な能力を与える既存の権利を有する場合
⇒ リターンに最も重要な（most significantly）影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を有する投資者がパワーを有す（13 項）。

(3) パワー

- 投資者は、識別した関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利（パワーを与える権利）を有しているか評価する必要がある（10 項、B14 項）。
- また、適用指針 B51 項から B54 項では、議決権又は類似の権利が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合に考慮が必要となる事項が定められている。

¹¹ IFRS 第 10 号の審議の過程では、リターンに重要な影響を及ぼさない活動（すなわち、活動が管理的な性質である場合）の例として、次のような例もスタッフ・ペーパー3A（2009 年 10 月合同会議用）では示されていた。

(a) 稼働資産のキャッシュ・フローを回収し、事前に決定された方針に従って投資家に配分すること
(b) ポートフォリオ・ガイドラインへの遵守をモニターすること（ガイドラインを調整する能力を有せずに）

審議事項（３）

（B51 項から B54 項の主な内容）

- ✓ 投資先の設立時の関与や意思決定を考慮する（B51 項）
- ✓ 設立時に設定された契約上の取決め（コールやプット、清算権等）を考慮する（B52 項）
- ✓ 当該契約上の取決めが、投資先の法的境界外でも、パワーの評価に含める（B52 項）
- ✓ 特定の事象等が発生した場合に生じる活動のみが関連性のある活動となる場合がある（B53 項）
- ✓ 投資先が設計された通りに運営されることを投資者がコミットする場合があるが、それだけではパワーとならない（指標とはなり得る）（B54 項）

- 例えば、債権の証券化では、デフォルト債権の管理が関連性のある活動となる場合があるが、そのような場合、投資者は、デフォルト債権をいかに管理するかを指図する能力を、例えば、次のような手段で得る可能性がある¹²。

- ① サービシング又はスペシャル・サービシング契約における権利を有すること
- ② サービサーやスペシャル・サービサーを選任又は解任する権利を有すること
- ③ 債権のデフォルトをトリガーとする債権に対するプットを売り建てること
- ④ 債権がデフォルトとなった場合に資産を購入する買戻契約を締結すること
- ⑤ 保証の提供
- ⑥ 債権のデフォルト時に債権売却を選択する場合の優先買取権（FRR）を有すること

（４）リターン

- 支配の判定に際し、投資先への関与により生じる変動リターンに晒されているか又は権利を有しているかどうかを判断する必要がある（B55 項）。

関与により生じる投資者のリターンが、投資先の業績の結果として変動する可能性がある場合には、変動リターンに晒されているか又は権利を有している（15 項）。

- 投資先からのリターンが変動するものかどうかは、リターンの形式にかかわらず、取決めの実質に基づき評価する（B56 項）。

例 1：固定利付債の固定 利息支払い	変動リターンと扱う（発行者の信用リスクに晒されており、それによりリターンは変動するため）
例 2：投資先の資産管理 に係る <u>固定業績報酬</u>	変動リターンと扱う（投資先の不履行リスクに晒されており、投資先の利益創出能力でリターンは変動するため）

¹² 2009 年 10 月 IASB/FASB 合同会議スタッフ・ペーパー 3A 21 項を参考に記載したもの。

審議事項（３）

- リターンの例（B52 項、BC43 項）

配当、その他経済的便益の分配（債券からの利息支払など）及び投資価値の変動
投資先の資産・負債のサービシングに係る報酬、信用補完・流動性補完の提供による損失へのエクスポージャー、投資先の資産・負債に対する残余持分、税務上の便益、関与により有することになる流動性へのアクセス
他の持分保有者に利用可能でないリターン（例えば、営業上等のシナジーによるリターン）

- なお、リターンの変動性に大きく晒されていることは、パワーの指標となる。
リターンの変動性に晒されているほど又は権利が大きいほど、パワーを与える十分な権利を投資者が獲得するインセンティブが大きくなる。（B20 項）

別紙２ 連結・特別目的会社専門委員会のこれまでの主な審議事項（平成 23 年～24 年）

日程	主な審議事項
第 216 回委（1/12）	・ SPE の取扱いに関する検討
第 65 回（2/21）	・ 認識の中止に関する検討
第 221 回委（3/17）	・ SPE の取扱い—改正「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表承認
第 66 回（5/31）	・ 今後の進め方 ・ IASB 公表基準の概要（IFRS10, IFRS12）
第 226 回委（6/16）	・ 今後の進め方
第 67 回（6/27）	・ IASB 公表基準の概要（IFRS11） ・ 支配概念の具体的な適用（概要、議決権が過半数に満たない場合）
第 68 回（7/20）	・ 支配概念の具体的な適用（潜在的議決権ほか）
第 229 回委（7/29）	・ 支配概念の具体的な適用（議決権が過半数に満たない場合）
第 69 回（8/4）	・ IASB 公表基準の概要（IFRS11）適用例検討 ・ 支配概念の具体的な適用（いわゆる SPE）
第 230 回委（8/26）	・ 支配概念の具体的な適用（潜在的議決権）
第 70 回（8/31）	・ IFRS12 の開示規定（具体例）の検討
第 231 回委（9/21）	・ IFRS11 共同支配の取決めの検討
第 71 回（9/28）	・ 支配概念の具体的な適用（代理人の取扱い）
第 72 回（10/19）	・ 連結範囲：IFRS 第 10 号の取扱い（SPE 事例への当てはめ）
第 232 回委（10/20）	・ IFRS12 の開示規定（具体例）の検討
第 73 回（11/15）	・ IASB 公開草案「投資企業」コメント対応
第 233 回委（11/18）	・ IASB 公開草案「投資企業」コメント対応
第 234 回委（12/21）	・ IASB 公開草案「投資企業」コメント対応
第 74 回（1/31）	・ IASB 公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応 ・ 連結範囲：IFRS 第 10 号の取扱い（SPE 事例への当てはめ）
第 237 回委（2/2）	・ IASB 公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応
第 240 回委（3/15）	・ IASB 公開草案「経過措置ガイダンス」コメント対応
第 75 回（4/23）	・ IFRS10, IFRS11, IFRS12 適用に関する海外の動向 ・ 代理人の取扱いに関する追加検討
第 243 回委（5/10）	・ 支配概念の具体的な適用（代理人の取扱い）

別紙３ 米国会計基準における VIE の連結判定（PB 判定）の概要

- FASB による会計基準のコード化体系（FASB-ASC）Topic 810「連結」（当初、SFAS 第 167 号として公表）では、変動持分事業体（VIE）¹³について、IFRS 第 10 号と類似のパワーとリターン（経済性）に基づく支配の判定を定めている。
- 変動持分事業体の連結の判定は、次のとおりである（FASB-ASC 810-10-25-38A）。
 - VIE に対して変動持分を有しているか決定する。
 - 変動持分を有している場合には、VIE に対して支配財務持分を有しているかどうか（主たる受益者（PB）かどうか）を検討する。次の評価を含む。
 - ✓ 報告企業の変動持分や他の関与、他の変動持分保有者の関与の特徴
 - ✓ VIE の目的と設計
 - 次の特徴をともに有する場合には、支配財務持分を有するとみなされる。
 - ✓ VIE の経済的業績に最も重要な影響を及ぼす VIE の活動を指図するパワー
 - ✓ VIE にとって潜在的に重要となる損失を吸収する義務、又は、VIE にとって潜在的に重要となる便益を受け取る権利

¹³ ①過小資本、②支配財務持分の特性（パワーと経済性）の欠如、③持分投資家の議決権と経済性の不均衡のいずれかがある場合、VIE として扱われる（FASB-ASC 810-10-15-14 項）。SFAS 第 167 号の公表により、適格特別目的会社（QSPE）の取扱いが削除されている。なお、2011 年 11 月の FASB 公開草案（会計基準更新書（ASU）案「連結（Topic 810）：本人対代理人の分析」）では新たに、この②のパワーの判定において、代理人分析を要求することが提案されている。

別紙4 専門委員会における検討状況

- SPE に関する比較検討についての専門委員からの主な意見（第 69 回、第 74 回、第 75 回連結・特別目的会社専門委員会の審議から抜粋）

（設例について）

- ✓ 議決権が支配の決定的要因とならない場合の取扱いについては、さらに設例などで内容を確認していないとなかなか理解が難しい面がある。
- ✓ 日本での検討に際しては、結論ありきの設例ではなく、さまざまな結論があり得ることを示した設例を用意してもらいたい。

（認識の中止との関係について）

- ✓ 流動化の場合には認識の中止との関係もある。IAS 第 39 号の規定により、譲渡人の支配の判定以前に、そもそもオフバランスの要件を満たさないのではないか。

（複数の関連性のある活動があり、複数の指図している場合について）

- ✓ IFRS 第 10 号の設例では、時間の経過によって最も重要な活動が変わる場合があるように見えるが、その場合、判断が難しいケースも出てくるだろう。
（※ IFRS 第 10 号の B13 項事例 1 では、医薬品の開発・販売目的の SPE で、開発・許認可段階と製造・販売段階の指図者が異なるケースが示されている。）
- ✓ アセットファイナンスのスキームでは、何らかのクレジットイベントが発生した場合に、レンダーに様々な権利（物件売却等）が移転し、レンダーがパワーをもつということもあり得ると考えられる。

（オートパイロットのスキームについて）

- ✓ 一定のオートパイロット型のスキームでは、判定の結果、誰にも連結されないことがあるといったガイダンスがあってもよいのではないか。
- ✓ オートパイロットのようなスキームでも、例えば、短期の債権で回転させるスキームなどでは、途中で一定の判断が介在してくる場合があるが、その場合にも連結されない、となるか。

（その他）

- ✓ その他、金融機関が取引先に対して財務制限条項を付している場合や、信託を用いた取引の場合にどのように取り扱われるかといった、質問や意見があった。